

河合社会政策論にかんする覚書

佐 野 稔

目 次

まえがき

- 1 河合栄治郎と「労働問題」との出会い
 - 2 河合社会政策論の樹立
 - (イ) 思想の軌跡 — 「社会主義」への道
 - (ロ) 河合社会政策論の特徴
 - 3 河合社会政策論の実践的意義
 - (イ) 河合『社会政策原理』に対する弾圧
 - (ロ) 「河合事件」以降の東大社会政策講座
- 結びにかえて — 戦後社会政策論との関連 —

まえがき — いま、なぜ河合社会政策論か —

1970年代後半から、わが国の国家主義的傾向をしめすものとして、中曽根氏の「新国家主義」がいわれるようになった。また、太平洋戦争に対する積極的評価の見解が発言され、アジア諸国による懸念と批判とをよびおこした。「教科書問題」を中心として、「戦後民主主義」批判、「東京裁判史観」に対する批判がおこなわれるようになった。国家主義的傾向がつよめられる他面、自由主義的潮流に対する見直し＝再評価がなされていることも注目されねばならない。⁽¹⁾たとえば、戦時「ファシズム」下、自由主義を戦闘的に擁護した河合栄治郎の再評価がおこなわれている。これまで、河合については、反共・反マルクス主義の側面が重視されてきた。戦後でも、「民主社会主義」、政治的实践部

隊のイデオロギー、民社党と重なるものと受けとられて、特定グループ以外からは無視・軽視されてきたといえよう。河合の専攻である「社会政策」の学問分野においても、母体をなす東京大学をはじめとして、戦後取りあげられることがほとんどなかった。⁽²⁾

それは、河合の専門分野での主著である『社会政策原理』が「社会思想史的接近」という特異な方法論に基づくものであることにも大いに関連するものであろう。だが、かれの社会政策論には、戦後の社会政策論争において重要な論点となり、また、現在もなお普遍性をもった問題点を多く提起しているといわねばならない。本稿では、河合の社会政策理論そのものをとりあげ、それがもつ意義を中心に考察していきたい。

1 河合栄治郎と「労働問題」との出会い

河合は労働問題・社会政策にかかわるにいたった道筋について、みずから書いている。⁽³⁾ 大学を卒業する前年に、研究室で農商務省発行の『職工事情』(1903年、明治36年発行)にふれたことに始まる。この書物は、「人道主義的な情熱の溢れる青年」の胸に強烈きわまりない刺激をあたえ、青年河合の頭脳と心臓とを全面的にとらえたのであった。⁽⁴⁾

しかし、河合にとって、「労働問題の解決に参加する道」は、社会運動の道ではなく、「国家主義」の立場であった。すなわち、その解決の責任は国家にあると捉え、それを担うために「官僚の道」をもとめたのであった。とくに、彼の在学する東京帝国大学が国家枢要の官僚育成を任務とするのであったから、ちゅうちょすることなく、農商務省奉職を志望したのは自然の成り行きといえよう。『職工事情』に描かれた労働者階級の悲惨な生活を救済すべき労働立法＝「工場法」に多くの期待をよせ、工場監督官への道を選んだのである。⁽⁵⁾

社会人・官僚の出発として、彼がまず手がけた仕事は、実際の政策を実施するという要請のもとで、「資料を収集し、世界各国の国際比較、国際労働立法、

日本の労働政策の推移、労働組合、労働運動の沿革と現状の輪郭」を徹底的に調査・研究することであった。すなわち、後日、処女作『労働問題研究』（岩波書店、1920年、『河合栄治郎全集』第10巻）に収められることとなった仕事である。⁽⁶⁾

したがって、「戦闘的自由主義者」として知られる河合の出発も、多くの社会政策・労働問題の研究者のそれとさほどことならなかった。しかし、河合は、まもなく、労働者階級の窮状に衷心同情をもつ多くの上司・官僚にしても、ひとたび労働者保護の諸方策が国家の利益と対立するや、労働者の利害を無視し国益の擁護を第一とする国家主義の立場にたつことを知ったのである。すなわち、国家主義が、労働問題解決にとって、大きな障害をなしていることを身をもって痛感しないわけにいかなかったのである。

それゆえに、労働問題を従来の枠組・限界をこえて解決するために、河合は外の国家絶対主義に対する決然たる宣戦とともに、内なる国家主義からの蟬脱という「精神革命」を経ることを必要としたのであった。過去にたいする疑問から蟬脱するにはいくらかの時日を必要とした。⁽⁷⁾なかでも、もっとも大きな役割をはたしたのは、第一次大戦の末年、1918（大正7）年のアメリカ合衆国留学であった。

木村健康は、「氏（河合一引用者）が官僚として悩みつつあった国家主義に対する懐疑を超克する端緒は、実に滞米生活の賜物であった」（木村健康「河合栄治郎の生涯と思想」、『河合栄治郎伝記と追憶』18ページ）とのべ、その思想的意義について、つぎのように記している。「この滞米生活を境として河合栄治郎氏の思想は、画期的に変化した。幼少のときから素朴に受け容れられ、次第に牢固不拔となっていた国家主義に対する信条は根底から覆された。労働問題解決の基本原理は、河合栄治郎氏がいままで考えていたような国家主義ではなくして、実に個人主義であり、これを基礎とする民主主義であることに、眼が開かれてきた。個人主義民主主義は、もとより当時において、完全に

彫琢された形で捉えられたのではない。河合栄治郎氏は、後に個人主義民主主義の上に立って、これを社会主義にまで展開したのであるが、この展開は後年の英国留学においてはじめて可能となった。そのときに至るまでは、河合氏の思想は個人主義民主主義の上に立つ社会改良主義の立場をいでなかったのである。滞米生活の最も大きな成果は、河合栄治郎氏が必要としていた精神革命が、ここにおいて遂行されたことである。河合氏自らが後年述べたように、社会改良主義から社会主義への展開は、この精神革命に比すれば遙かに小規模であった」と（木村、同上、20ページ）。

また、米国留学において、河合がアメリカの実際の労働組合集会やその他労働者の実態に直接ふれたことの重要性を見落としえない。⁽⁸⁾河合みずから述べている。「私は『米国労働総連合』を始めとして、沢山の労働組合を歴訪し、組合の活動を調査して、始めて『労働組合主義』なるものに触れた。従来私は労働立法を中心としたのであったが、上からの立法ではなしに、下からの民衆運動としての労働組合が社会問題の解決に重要であることを認識するようになった」（「第二学生生活」『全集』第17巻、177ページ）と。

1919（大正8）年5月、アメリカ出張から帰朝すると、河合には、同年10月に開かれる第一回国際労働会議（ILO）に臨む日本政府案作成の仕事が待っていた。それは、河合にとって、「終生戦いつづけた国家主義との最初の闘い」⁽⁹⁾となった。河合が作成した草案にたいして、農商務省官僚は、「余りにも急進的」であるとして、その徹底した改変を迫った。⁽¹⁰⁾かねて期するところのあった河合は、辞職を決意した。上司による慰留をも受けず、1919年11月10日付で依願免官となった。彼は、「官を辞するに際して」という論説を東京朝日新聞に連載し、自己の進退を明示し、一大センセーションをまきおこした。⁽¹¹⁾

これは、河合にとって、「自分が官界を去るに臨みての告別の辞であるとともに、また将来の戦いに対する一篇の宣言書」（『全集』第16巻、326ページ）であった。そのなかには、「個人主義と日本官僚の伝統的国家主義の衝突」

(木村、前掲、21ページ) という彼の実践的・理論的姿勢がしめされ、河合社会政策論の基本がふくまれていた。彼が「初志をひるがえしえなかったのは、こと公人の進退にかんし、社会改革の根本原理にかんする以上、まことにやむを得ないところであった」(同上、23ページ) ののである。

労働時間短縮、夜業廃止などの社会政策＝労働者保護問題については、思想の差がそれほど顕著にあらわれないで、いろいろな見地・動機からうけいられる。だが、ひとたび、「労働運動に対する態度」(『全集』第16巻、307ページ)、「労働運動を認めるや否や」(同上) ということにかんするや、「各人は思想動機を明確にしなければならない、雑然たる同舟の呉越はここにおいて袂を分かつたざるを得ないのである」(『全集』同上、307ページ)。それは、「各個の場合に於ける意見対案ではない。……労働問題に対する根本の思想態度」(『全集』第16巻、309ページ) にほかならない。国際労働会議に提出する日本政府の労働政策基調案の起草・作成には、まさに、河合のこれまでの生き方、思想の根本が問われていた。河合はいう。「吾が国の当局が労働者の為の生活改善を認めるとともに、労働者による生活(傍点は原文一引用者)の改善を認めるや否やはこの一点において決せらる。労働政策が真に労働者の幸福の為に行なわるるものなるや、^{はたまた}將又或る他の理由の為に行なわるるや否やは此の一点に於いて決せらる、之れ実に労働政策の分岐点であって、又開明専制と進歩思想との分野は此処に至りて歴然たるを覚えるのである」(『全集』第16巻、307ページ) と。

「労働問題に対する根本思想と根本態度」をめぐる当局との相違・対立は、河合を辞職に追い込まないわけにいかなかったのである。それは、アメリカ留学を中心とする官僚生活のなかで学んだことのひとつの結果であり、実践的選択としての官途からの離脱であった。また、それは、彼の体験を理論的に結晶させるものとして、学者への途を進ませ、国家主義的性格をもった従来の理論と異なった独自の社会政策理論の構築へと向かわせることとなった。

2 河合社会政策論の樹立

(イ) 思想の軌跡 — 「社会主義」への道

農商務省官吏を辞した河合は、1919年4月に独立した東京大学経済学部、翌年6月、助教授として任命された。最初に担当した講義は経済学史であった。だが、その内容は、「通常の型の学説史とは甚だ異なる」(木村、前掲、27ページ)もので、社会経済思想変遷を内容とする「思想史研究」に重点をおいていた。そこでは、彼の官吏時代の原理的な問題であった「国家主義か個人主義か」という課題を追究しようとしたのである。⁽¹²⁾「英国の18世紀後半から最近までの百数十年」⁽¹³⁾つまり、「自由主義が自由放任主義の時代から、社会改良主義の時代へと交代し、更に最近の社会主義へ接続する過程」⁽¹⁴⁾に舞台をもとめた。

河合は、国家主義に徹底した批判的立場にたつ自由主義・個人主義について、その歴史的原初ならびにその矛盾克服を志向する団体主義時代に注目して、「新しい方向を模索」⁽¹⁵⁾していったのである。

河合は、2年半の助教授時代の後、1922(大正11)年11月から1924年7月まで、イギリスの留学時代をすごすこととなる。この留学によって意図したことは、「留学前に着手したグリーン以後の思想の研究」を継続することと、「英国の家庭生活、各種の労働組合、各政党、社会主義団体、各種の講演会」等との接触による実地学習であった。⁽¹⁶⁾

このようなイギリス留学生活のなかで、河合は、自己の理想主義的個人主義について、社会改革の原理、生活原理としての哲学的な自信を獲得していった。それと同時に、「従来の社会改良主義を清算して、社会主義の立場に立つに至った」と木村健康は述べている(木村、前掲、34ページ)。⁽¹⁷⁾

ところで、河合にとっての「社会主義」は、「英国労働党の社会主義」であった。それは、マルクスの社会主義とまったく思想構造を異にし、自由主義と対立して形成されたのではなく、自由主義から蟬脱して発展したものであるところ

に大きな特徴がある。したがって、河合は、自己の思想を「自由主義」とよぶことが多かったが、古典的な「経済自由主義」と混同をさけるために、つねに「第三期自由主義」とよんでいた。それは、第一期のベンサム的自由主義、第二期の社会改良主義または新自由主義（20世紀初頭のアスキス内閣に代表される自由党的社会改良）と区別された英国労働党の思想を意味したのである。⁽¹⁸⁾

彼が滞在した1920年代の前半は、自由党の凋落のあとに英国労働党が重要な位置をしめた時代であった。また、彼は、労働党、労働組合ならびに社会主義的学者・研究者との接触・交流によって、「資本主義の弊害が社会主義によるのでなければ除去しえないこと」、「経済自由と私有財産とを廃棄して資本主義を止揚すること」の絶対的必要性を確信するようになっていった。⁽¹⁹⁾

木村は、河合の後半期の思想体系を特徴づけた「理想主義的個人主義の哲学の上に立った社会民主主義」、「自由主義的社会主義」⁽²⁰⁾が確立される軌跡を小括しているのので、改めてつぎに記しておこう。

「河合教授が経済的自由主義に対して当初より反対であったことは、若き日の教授が社会政策実施のために官僚を志した事実からして明瞭であるが、官僚時代の教授の立場は国家主義の上に立つ社会改良主義であり、やがて国家主義に対する深い懐疑が萌すにともなって、社会改良主義にも疑いがいだかれるようになり、社会主義への関心が成長しつつあった。しかし英国留学のときまでは、河合教授の社会主義は未だ確信的なものとはなっていなかったのである。しかるに英国に到着して以来の研究と見聞とは、河合教授の社会主義を確固不動のものとした。」（木村、前掲、34～5ページ）

（ロ）河合社会政策論の特徴

河合は、1925（大正14）年8月に帰朝してからの6年間、イギリス留学時代に獲得したものを、さらに精密にし拡充して、著作にまとめることに精進した。著書『トーマス・ヒル・グリーン思想体系』（日本評論社、1930年）、自由主義にかんする論文、英国社会主義にかんする論文は、その結果である。また、

翌1931年に刊行された『社会政策原理』（日本評論社、『全集』第3巻所収）は、「当時に於ける私（河合一引用者）の体系を要約したもの」（『全集』第17巻、183ページ）であり、「大正9年から始まり昭和6年に及ぶまで11年にわたった」「私（河合一引用者）の英国思想の研究」（同上）を基礎とした社会思想史的接近によって構築されたといいうる。

つぎに、河合の社会政策論の特徴を『社会政策原理』によってみよう。『原理』を収めた『全集』第3巻の解説を担当した山田文雄は、「『社会政策原理』は、理想主義哲学とその上に立つ社会思想の立場で、社会問題の考え方、扱い方を展開したものである。全巻を貫く理想主義思想が本書の^{かなめ}要をなしている。資本主義の批判も、資本主義改革の思想としてのイギリス派社会主義等の批判も、いずれもこの立場に立ってなされている」（『全集』第3巻、465～6ページ）と。また、「この『社会政策原理』もやがて公にされる筈であった「河合栄治郎の思想体系」の一里塚であった」（同上、467～8ページ）と続ける。

これまでにみただけでも、河合社会政策論は、きわめて抽象的な「総論」としての域にとどまり、多くの社会政策論の類書ときわだった特異さをしめしているといえる。以下において、より詳しく考察しよう。

河合は、「社会政策の目的は、社会に属するあらゆる成員が人格の成長を為しうる社会組織を構成することである」、「全成員の人格の成長を確保する社会組織を構成するにある」（『社会政策原理』、『全集』第3巻、7ページ、以下ページ数のみ）と規定している。したがって、「人格の成長の確保」という道徳的生活に対する関係が直接に社会政策の課題となるとしている。

ところで、一定の目的を達成するために「社会現象になんらかの影響を与えんとする方策施設」（同上、16ページ）、たとえば、「工場法、労働保険法、最低賃金法、労働争議調停法」等の「施設方策の体系」（同上、15ページ）が社会政策の対象とされる。そして、「政策の種別は、達成さるべき対象としての社会現象が何であるかにより決定せられる」（同上、16ページ）と。

さらに、また、「全成員の人格の成長の確保」という社会組織の理想と現実の社会組織とが矛盾するとき、社会問題が発生する。現代資本主義では、主として労働者階級と資本家階級との間において発生する（同上、20ページ）。社会政策を対象とする学が社会政策学であるが、その学の対象は「社会問題といい社会組織といい或は社会自体であるというも差支へない」（同上、21ページ）と述べる。さらに、社会政策と社会思想との関連について、つぎのように述べている。「社会政策は一定の目的を前提とする方策であるから、この目的の概念とまた目的と方策との連関において、ひとしく社会政策を実施するものの中に、各種の思想的立場がありうる」（同上、21ページ）、「今日の社会政策学における主要なる対立は、理想主義と自然主義、個人主義と国家主義、社会主義と社会改良主義とである」（同上、21ページ）と。

わが国に紹介された社会政策がドイツ社会政策の主流をなした「保守的社会政策」であったために、社会政策とは当然社会改良主義であるかのように思われている。しかし、一定の思想と社会政策とを初めから必然的なものとして結合させるべきではないとする。すなわち、社会改良主義と社会政策とを結合させたのは、ドイツの国情、とくに社会政策成立当時の国情の偶然によるだけであると（同上、21～22ページ参照）。

河合社会政策論は、総論、各論をふくめた体系的なものとして構築されているといえない。各論の具体的考察を欠いている。とくに、後期になるにしたがって、理想主義体系の一環としての位置づけから、いっそう哲学的傾斜を強め、具体的分析から離れていった。このことは、彼の理論の理解をより困難にしているといえよう。河合をよく知っている蠟山政道は、彼について、「社会政策そのものを全く独自の思想的原理の上に樹立した」（前掲、『河合栄治郎伝記と追想』245ページ）といい、「社会政策を自己の自由主義原理の上に樹立し、あの独特の社会思想史研究を背景として建設したのである。それは一箇の学科でなく、一箇の学問であったのである」（同上、245ページ）と述べた。河

合によれば、一般に社会政策といわれる「方策・施設」は、それ自体として具体的性格を明示するものでなく、政策主体の社会思想との関係において初めてその機能・性格を具体化するとされた。したがって、彼の社会政策論では、社会思想が重視され、「社会思想史的接近」としての独自性をもったのである。なお、この社会思想は、4つの観点、すなわち、(1)その哲学 (2)現存社会秩序の解剖 (社会理論・経済理論) (3)対案 (社会問題対策＝社会政策) (4)その思想の現実方法という観点から評価されねばならないとした (『全集』第3巻、303ページ)。

現代資本主義では、社会改良主義が支配的となる。だが、資本主義の弊害およびその原因についての認識の不十分性＝限界のために、社会改良主義は、それがしめず改革に難点があり、社会問題の解決は社会主義によらねばならないとする。しかし、その実現方法においては、暴力革命主義・独裁主義を否定し、言論自由主義・議会主義を是とする自由主義的社会主義の立場をとる。つまり、河合は、「資本主義と対立する理想主義の哲学をもち、民主主義の中にあってその上に出た実現方法をもつ」(『全集』第3巻、440ページ)英国派社会主義の立場をとるのである。日本の社会政策学派は、明治以来、ドイツ社会政策派が支配的で、大正に入ってから、マルクス派＝「科学的社会主義」派が圧倒的であった。それゆえ、イギリス派社会主義の立場をとる河合は、「独特」であったといわねばならない。

3 河合社会政策論の実践的意義

(イ) 河合『社会政策原理』に対する弾圧

河合の社会政策論は、既述したように、「社会思想史的接近」をはかる哲学的な抽象性を色濃くもったものであった。しかし、1939(昭和14)年にはいると、『社会政策原理』をはじめとする河合の5著書が出版法違反に問われ、さらに彼が休職を命じられるという国家権力による弾圧・統制がおこなわれた。

それは5著書に共通した河合の自由主義思想に対する弾圧であった。本稿では、彼の『社会政策原理』＝社会政策論を中心に、弾圧・統制がもたらした実践的意義についてみていこう。

『社会政策原理』が初めて刊行された1931（昭和6）年は、河合がつよく乞われて文部省の学生思想問題委員会の委員に任命された年であった。それから8年後の1939年には、同じ国家権力によって、彼が弾圧の対象とならなければならなかったことは、時勢の移りかわりの激しさをしめすものにほかならなかった。

発行禁止となった河合の著書は、「安寧秩序を妨害する」出版物とされ、それぞれの著書の該当箇所が指摘され、批判がおこなわれた。『改訂社会政策原理』（1935年）においては3カ所が指摘されている。つぎに、指摘された点について述べよう。

まず第一は、第2章「社会問題」の中の箇所である。戦争の場合にも、「吾々が身命を賭する目的は、真実は国家のためではなくして、国民という全体社会のためである。……国家は労働組合、大学、教会等と同じく、単に部分社会の一つである。全体社会のために存する一構成要素たるに過ぎない。……全体社会なるものを前景に斉らして、それが主として国家が従なることを明らかにする必要がある。而して全体社会とは、その全成員の人格の成長のために存するものであるからここに至って、始めて個人の成長が主にして国家はそのための手段たる関係が明白にされる……。」⁽²¹⁾

この多元的国家哲学にもとづいた河合の国家論は、究極において、国家の価値を個人・国民より低く評価し、手段たる位置におくものと軽視し、わが国の伝統的な国家論を非難するものとされた。⁽²²⁾

第二は、第4章のなかの、「資本主義の批判」において、資本主義の弊害の所在と起因の究明にもとづいて、その改革案として、(1)生産手段の私有の廃止と生産の統制 (2)あらゆる成員の労働義務 (3)生活の最低標準の保証がなさ

れねばならないとし、それは社会主義にほかならないとする。しかも、その社会主義は、実現の方法として、暴力革命、無産者独裁を認める共産主義と区別される⁽²³⁾としている。

だが、この「私有財産制度の廃止」の記述は、「現存社会機構の根本を破壊せんとする主張として社会の人心を強く刺激し、公共の平安を攪乱せんとするものと認むべき⁽²⁴⁾」であると指摘された。

第三に批判されたのは、第5章「各社会思想の批判」のなかで「無政府主義」について述べている次のところである。すなわち、「無政府社会の実現は遼遠の理想として依然として社会改革者の目標たるに値する。価値あるものは国家統一でも繁栄でもなく、生産力の発展でもない。唯個人の完成である。終局の価値あるものは則なくして則を越えざるが如き個人でなければならない」との個所である。その記述は、自由なる人格の成長発展を希求するあまり、無政府主義に共鳴するものとみられたのである。⁽²⁵⁾

河合は、無政府社会が近く望みえないものであるとしても、それを望みえない人間性の現実は憐れむべきであるとして、けっして無政府主義社会の実現に反対しなかった。そして、無政府主義は理想主義のいわんと欲するものを代わっているものに外ならず、理想主義の響きをもつと述べている。これらの河合の記述は、「天壤無窮なるべき国家の統治権の否認に賛意を表し⁽²⁶⁾」ていると、検事は論難するのである。

このように、『改訂社会政策原理』において検事告発の対象となったのは、①伝統的国家論に対する非難②私有財産制度廃止の社会主義の主張③国家を否認する無政府主義の容認という点であり、これらが、「社会の安寧秩序を妨害する」とされたのである。

(ロ) 「河合事件」以降の東大社会政策講座

1931年の満州事変の勃発、37年の日中戦争の開始とその拡大、戦時体制への道は、軍部主導の国家改造論＝「陸軍パンフレット」の発行（1934年10月）、

美濃部の天皇機関説問題（1935年）、2・26事件（1936年）を経た統制派支配確立＝「肅軍」をもたらし、軍部の独裁体制を一挙に推し進めていった。

「肅軍」が達成されるとともに、しだいに「肅学」におよんでいった。「昭和10年秋の国体明徴運動、昭和12年秋に始まった国民精神総動員運動など、ファシズム的思想指導が文部省から相い次いで発せられていた。⁽²⁷⁾」1937年夏から1年ほどの間に東大に対する「肅学」が集中的に強行された。すなわち、矢内原事件、「教授グループ」事件（＝第2次人民戦線事件）、大内（兵衛）教授処分問題がおこり、そして、自由主義者＝河合教授に対する弾圧・統制事件と続いたのであった。⁽²⁸⁾

「肅学」としての河合事件については、別の機会に改めてふれたいが、ここでは、社会政策学会の中軸である東大の社会政策講座担当者河合が排除されることの意味についてふれておきたい。

東京大学では、経済学部の創設とともに「社会政策」の講義が開かれ、河合の岳父にあたる金井教授が1919年から担当している。⁽²⁹⁾東大経済学部は、金井教授をはじめ、年長の教授の多くがドイツ歴史学派の影響を強く受けており、「放任主義にも社会主義にも反対して漸進的社会改良主義を唱える『社会政策学会』の中枢をなしていた。」⁽³⁰⁾なかでも、「金井教授がワグナー的国家主義的方向に傾き、高野（岩三郎一引用者）教授がブレンターノ的自由主義的方向に傾いて」おり、経済学部教授の研究は、ドイツ歴史学派あるいは社会政策学派の大枠の中で行われていたものと見て差し支えない⁽³¹⁾といわれた。

しかし、ロシア革命、米騒動、大正デモクラシーの時勢を背景に、第一次大戦時から、社会政策学派がこれまで禁制としていた社会主義やマルクス主義が学問研究の対象とされるようになった。高野教授が主宰する「同人会」には森戸助教授、櫛田民藏を中心に大内兵衛も参加して、社会問題の研究がおこなわれていた。そして、社会政策学派の権威も次第に失墜しつつあった。「（東大…引用者）マルクス派は、階級緩和や労使協調機関としての労働組合という考

え方を批判して、社会政策学会の内部から、しかも学会事務局のお膝元で学会の根本理念たる社会改良主義を否定したのである。⁽³²⁾」だが、クロポトキン＝無政府主義研究にもとづく森戸辰男助教授の筆禍事件もあって、金井のあと、河合が、1925年以降、38年までの約13年間、社会政策講義を担当することとなった。⁽³³⁾

戸塚秀夫は、河合の立場について、「倫理的価値を実現するための手段として政策を提案する、という伝統的な発想によりながら」、すなわち、「社会政策に託した倫理的価値を放棄することなく」、「むしろ資本主義社会に正面から対決し、その社会秩序自体の揚棄をせまる方向で、新たに社会政策を位置づけようと試みた⁽³⁴⁾」と述べた。また、それは、「私有的経済組織の維持」を至上課題とする社会改良主義＝伝統的社会政策論の枠からの逸脱、「重大な反逆⁽³⁵⁾」であり、かつ、「社会主義の軍門に降る」裏切りに他ならなかったとした。河合の理論が、彼にとって長い学問探求の軌跡の結果であってみれば、それへの批判に対しても学問的に反論することを熱望したのであろうが、ほとんどその間もなく、ファシズムの権力弾圧によって追われたのである。

そして、河合追放後の社会政策講座は、直系の弟子である大河内一男が避けられて、当時厚生省人口問題研究所研究官の北岡寿逸が、非常勤講師として、1939年から1943（昭和18）年までの5年間担当するにいたる。⁽³⁶⁾大河内が避けられたのは若年のゆえか思想のゆえか定かでない。この間に北岡が出版した『社会政策概論』（有斐閣、1942年）における社会政策の規定は、日本社会政策学会趣意書にもられたドイツ社会政策学派の伝統的なものと全く同旨であった。⁽³⁷⁾自然消滅した社会政策学会の伝統が、特異な位置をしめる河合の自由主義的社会主義的な社会政策論にかわって、再び東大社会政策講座に復帰したこととなったのである。⁽³⁸⁾

ところで太平洋戦争の終り近くの1944（昭和19）年から、北岡にかわって大河内一男が社会政策講座を担当する。それはいかなる意味をもつのであろうか。

大河内は、ドイツ社会政策思想史についての系統的な研究のうえに、「倫理・道義論」と「政治論」とのいずれも非科学的と批判し、独自の「社会政策の経済理論」を唯一の科学的理論として構築する。それは、『社会政策の基本問題』（日本評論社、1941年）において体系化され、その後、1944（昭和19）年には「改訂版」を公刊し、『戦時社会政策論』（時潮社、1940年）も公刊していた。

これらにおいて、大河内の独自の体系の基本はほぼ明らかにされたのである。東大経済学部が集中的に「肅学」の対象とされ、恩師の河合が自由主義派ゆえに発表の自由を奪われ教壇から追われるファシズム強化のもとで、大河内が新しく社会政策講座担当者として登場したのである。このことは、彼が言論・思想統制の枠外に「合法」の場をもちえたことを意味する。それは、大河内の著書・文章における偽装のたくみさによるものであるのか、偶然の「めこぼし」によるものであろうか。経済学部内でも、「反国家主義思想」に眼をひからしている「革新派」グループ、とくに皇道経済学の主唱者のような人がいることを思えば、至難といわねばなるまい。

したがって、大河内社会政策論が、総力戦・国家総動員法体制の中で「対立的」性格をもつものではなく、むしろ許容されうる側面をもつものであったことを見落としえないであろう。大河内が近衛新体制の思想的用意をなした「昭和研究会」の有力メンバーであり、また陸軍に比して「合理性」が評価される海軍の高木惣吉少将らのブレーンの役割を果たしていたことも知られているところである。それらについては改めて考察したいが、これらへの大河内の参加は、彼の理論からいって、ただ消極的というのではなく、積極的性格をもっていたといえるであろう。

すなわち、大河内の「社会政策の経済理論」においては、その主体は、資本主義の合理的精神＝社会的総資本の意志の執行人としての近代国家であり、労働運動は社会政策の成立にとって非本質的なものとされた。兵藤釗の考察によれば、大河内の初期論文にみられた社会的視点と経済的視点との共存状況は、

しだいに「経済的視点」にのみ収斂されて、「経済理論」として結実する過程をとった。⁽³⁹⁾政策主体としての近代国家は、経済統制・再編成の現実的担当者としての軍部の主導性を排除・否定するものでなく、むしろ合理づけるものにはかならなかつた。大河内理論では、軍需生産力拡充の戦時要請が、その障害をなす前期的・「原生的」労使関係の克服＝近代的労働保護政策を画期的に推進させるべき好機とさえされた。その点、大河内理論は、軍部主導の「国家改造論」と対立する「非合法」的なものでなく、むしろ重なりあうものであった。

ところで、大河内「経済理論」によって非科学的として批判対象とされた道義論、政治論も、遠くドイツに求めるまでもなく、「道義論」＝北岡、「政治論」＝河合と身近に求めることができたであろう。大河内にとって、批判対象をドイツに求めたことは、身近なものを直接にとりあげることを避けた間接的な表現であったのかもしれない。とはいえ、河合社会政策理論にしても、倫理・社会哲学に基礎づけられたものであって、たんに「政治論」として一面化することは不可能であろう。河合社会政策論において、その目的が社会構成員の人格形成の完成に求められることは、社会政策の主体として労働者階級の自主的・組織の運動が重視されることを意味した。河合のこれらの点は、大河内＝経済理論との決定的な相違点をしめし、国家至上主義とも対立し、国家権力によって「非合法」として弾圧の対象とされねばならなかつた所以にほかならなかつた。

結びにかえて ― 戦後社会政策論との関連 ―

これまでみてきたように、河合の社会政策論は、関連した多くの研究・著書があつたにもかかわらず、その「社会思想史的接近」という特異性もあって、必ずしも広い関心をよんだといえなかつた。第2次大戦後、労働・社会運動の再開を背景に「社会政策論争」が活発化したなかにも、河合の社会政策理論への関心は余り変わらなかつた。それには、(1)戦時における権力弾圧による断

絶の影響、(2)自由主義的潮流は、急激な時代変化への志向にとってあまりに微温的とみえたこと、(3)後期になるにしたがって、「理想主義体系化」へ傾斜したこともあって、河合の研究は、戦後の労働問題の具体的研究との接合を稀薄にしたこと、などが挙げられよう。

しかしながら、河合社会政策論がおこなった問題提起のなかには、戦後の研究・論争と無縁といえない重要な課題がふくまれていると考えられる。それらは、自覚的にとりあげられる必要があるだろう。以下において、そのいくつかの点について、簡単に列挙しよう。

(1) まず、戦後社会政策論争においてもっとも重要な争点となったものに、社会政策と階級闘争との関係、社会政策成立にとって労働・社会運動が本質的契機をなすか否かという問題があった。社会的要因を「非本質的」とする大河内社会政策論は、その点で、多くの論者からの批判をうけたのである。ところが、河合理論においては、社会問題の解決が、資本主義社会を究極において廃止することにおかれた。したがって、その主体は、社会改革思想の実現をはかる組織、社会運動団体に求められた。その意味では、E. ハイマンの「政治論」・社会民主主義理論と共通していたといえる。だが、既述したように、河合の多元的国家論では、国家が労働組合・政党など同質の「部分社会」とされ、検事による告発の対象とされたところである。そこでは、社会政策の担い手・主体＝国家の基本的性格、資本主義的・階級的性格が見失われ、単なる「勢力説」に導くことになる。

(2) 河合の多元的国家論、国家＝部分社会の観点は、「まずなによりも、国家の政策に興味を寄せる社会政策学者の発想方法」に批判的な氏原正治郎の立脚点と共通する⁽⁴⁰⁾。すなわち、そこでは、国家のそれと同じ水準において、労働者組織・組合による政策、戦術自体が、考察対象として位置づけられる。また、氏原では、労働条件・労働問題の自主的決定機構が重視される。「労働組合や使用者団体が、どんな組織と政策をもって、団体交渉にのぞみ、労働条件が具

体的にどのようにきまるか……」⁽⁴¹⁾に関心がよせられる。そして、「国家の政策がどのような必然性をもって行われるかというよりも、労働者がその地位を改善するためには、どのような政策が必要であり、かつ有効であるか」ということに注目する。⁽⁴²⁾このような氏原の視点は、自由主義的立地から、国家主義的発想を鋭く批判した河合と共通するところであろう。また、質労働の理論を基礎とする隅谷三喜男の「労働経済論」⁽⁴³⁾構想とも、基底において共通するところがあるといえよう。ただ、河合の場合、東大「社会政策講座」を前提としていた点で、学問体系の枠組そのものの解体・転換を意図したかは判然としない。だが、社会問題の解決が究極的に資本制秩序の止揚に求められているかぎり、その担い手として、資本制国家より労働・社会運動団体が期待されたことは当然であろう。河合が、社会政策施設・制度を積極的に位置づけるのも、改良主義的立場をこえ、資本主義止揚への過渡的な社会改良としての観点からである。したがって、国家の役割を主とする伝統的な社会政策学的発想に対して、河合は、きわめて批判的であった。戦後の「労働問題研究」「労働経済論」構想も、ことさらにいわないにしても、このような河合理論の発展路線での体系化の試みといえるのではなからうか。

(3) 河合が既述した4つの観点、「社会思想史的接近」にもとづく社会政策論の方法論、体系化をはかったことは、それ自体としてあまり注目されていないように見えるが、重要な問題を提起しているといえよう。すなわち、社会政策考察にあたって、社会政策施設・制度と社会思想とを区分し、後者について歴史段階に応じた支配的な潮流を考察している点である。たとえば、(古典的)自由主義—社会改良主義—社会主義などである。そして、施設・制度は、それ自体として独自に存在するものではなく、具体的な社会思想との結びつきにおいてはじめて実現されるとしたのである。

資本主義的矛盾としての社会問題は、その歴史段階における社会思想との結びつきによって、具体的に発現・展開される。つまり、社会問題は、資本主義

一般としてではなく、歴史的段階での具体的分析にもとづいて究明されねばならないのである。しかも、社会問題は、各国における封建主義とのからみあいにおいて、国家主義と自由主義とのあいだの特殊な性格・形態をとる。すなわち、「自由主義度」を反映して、「英米型」、「ロシア型」、そしてその間の「中間型」が形成されるとする。日本は、ドイツ、イタリーとともに「中間国家型」と位置づけられ、封建主義とのかなりの結びつきを反映する。このことは、資本主義の矛盾の揚棄にとって、資本主義のみならず封建主義がもつ矛盾の解決をも不可欠とすることを意味する。また、河合は、このような「中間国家型」がもつ特殊性の認識の上に、ファシズム発生要因を考察する⁽⁴⁴⁾。

以上の河合の問題意識は、各国資本主義の具体的分析を、資本主義の歴史段階を媒介にしてそれぞれの特殊な「類型」として把握する発想につながる先駆的位置をしめるといえよう。

河合の社会政策論は、十分に体系的に開花しているとはいえないにせよ、戦後の「政策論」あるいは学問体系に問われた課題について、多くの点で示唆を与え、解決の糸口をしめしている。戦後における論争・理論展開を予想したかのように、河合が応えていると思われるものがある。

若い青年・学生に対して現状変革への多くの期待をもちつづけた河合は、わが国の現状・動向に強い関心をもっていたことはいうまでもない。彼の文章のなかには、それがヨーロッパ＝外国について書くにせよ、時論風を書くにせよ、学問体系の大流につながり、つねに現代についての問題意識がふくまれていた。

戦後、わが国の学会でとりあげられることの多かった「日本型」についての「封建制」論争、国家主義・ファシズム批判、あるいは統一戦線論においても、河合理論は、それらが発展する萌芽をはらんでいたといえよう。

わが国の社会政策理論・論争史のなかで、河合理論は、戦後に展開する土壌をなすものをもっていた。しかし、社会政策論史全体において、戦時の中断のなかに、河合理論が欠落したままにあると思える。それゆえに、河合理論をそ

の中断・欠落をうめるものとしての位置に復権することの問題提起をし、そのうえにいっそうの理論深化がなされることを期待したい。

(注)

- (1) たとえば、武田清子著『日本リベラリズムの稜線』（岩波書店、1987年）、小松茂夫・田中浩編『日本の国家思想』下巻（青木書店、1980年）。
- (2) 戦後、東大で社会政策論を担当した大河内一男教授が、河合の門下であり、河合辞職事件の当初、師と運命を共にして辞表を提出していたが、のちに撤回に応じて残留した経緯が、「河合事件」をいわばタブー視することと無縁でないように思える。
- (3) 河合「第一学生生活」、『河合栄治郎全集』第16巻、296ページ以下（社会思想社、1968年）参照。（なお、「公判記録」、『全集』第21巻、37ページ以下参照。）
- (4) 木村健康「河合栄治郎の生涯と思想」、社会思想会編『河合栄治郎伝記と追想』（同会出版部、1948年）12～3ページ。
- (5) 木村、前掲、14ページ。なお、河合は、「第二学生生活」（『全集』第17巻、172ページ）で、つぎのように述べている。「……将に卒業しようとする時に労働問題に関心を抱き、学徒として之を研究するのではなく、官吏として労働立法に参加しようとした。そのときに私は自由放任主義にも反対であったが、社会主義にも反対であった。所謂^{いわゆるドイツ}独逸社会政策学派の立場に立った改良主義者であった。又国家を絶対の価値あるものとする国家主義者であり、能率主義、善政主義の官僚であって、下層階級に対する上からの善政として労働立法を渴望していたのであった……」と。
- (6) 粕谷一希『河合栄治郎』（日本経済新聞社、1983年）45ページ参照。なお、河合の「労働問題研究」は、のちの隅谷「労働経済論」、氏原「労働問題研究」の構想・仕事と関連してみると興味深い。
- (7) 木村、前掲、16ページ参照。
- (8) 同上、18～20ページ。その世話をして、労働者階級に対する愛情を鼓舞しないでおかなかったミス・ハザノーウィッチとの出会いは、河合の生涯に深い刻印をおした。
- (9) 同上、21ページ。
- (10) 同上、23ページ。
- (11) 同上、24ページ。「官を辞するに際して」は、「第一学生生活」（『全集』第16巻、302ページ以下）に収録。
- (12) 木村、前掲、28～9ページ。
- (13) 「第二学生生活」（『全集』第17巻、179ページ）

- (14) 同上、180ページ。
- (15) 木村、前掲、28～9ページ参照。
- (16) 『全集』第17巻、180ページ
- (17) なお、河合自身も、イギリス留学の総括として、「以上の実際生活から生まれた最大の収穫は、私の社会改良主義を清算して社会主義に転化したことであろう」（同上、180～1ページ）と述べている。
- (18) 木村、前掲、37ページ。
- (19) 同上、35～6ページ。
- (20) 同上、37～8ページ。
- (21) 『昭和思想統制史資料』第17巻（生活社、1980年）45ページ。
- (22) 河合『全集』第21巻、376ページ以下参照。
- (23) 前掲、『昭和思想統制史資料』第17巻45～6ページ。
- (24) 同上、136ページ。
- (25) 同上、137ページ。
- (26) 同上、137ページ。
- (27) 『東京大学百年史、部局史Ⅰ』（東京大学、1986年）965ページ。
- (28) 同上。
- (29) 東大経済学部編『東京大学経済学部50年史』（東京大学出版会、1976年）355ページ。
- (30) 前掲、『東大百年史』、933ページ。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 前掲、『東大経済学部50年史』355ページ。
- (34) 戸塚秀夫「社会政策論の変遷」長幸男・住谷一彦編、『近代日本経済思想史』Ⅱ（有斐閣、1971年）178ページ。
- (35) 同上、179ページ。
- (36) 前掲、『東大百年史』982ページ、『東大経済学部50年史』355ページ、参照。
- (37) 「社会政策とは、現存秩序の下に国家全体の円満なる発達を計る為に、社会正義の観念に基づき、或階級、主として労働階級の地位向上、福祉の増進を図り、他の階級、主として有産富有の階級の特権を抑制し、富の分配の不公平より来る社会に於ける階級相互の反感を調和し、以て社会全体の協力一致を図らんとする国家の施設である」と。
- (38) なお、北岡の伝統的な社会政策論と戦時社会政策との関連については、戸塚論文、177～8ページ参照。
- (39) 前掲、『東大経済学部50年史』所収、兵藤釗稿「労働経済」参照。この兵藤稿では、「社会政策の経済理論ならびに社会学」の「社会政策の経済理論」への転態

(403ページ) とのべられている。

- (40) 拙著『日本労働組合論』（日本評論社、1988年）100ページ。
- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 隅谷三喜男『労働経済論』、経済学全集第19巻、（筑摩書房、1969年）第1章参照。
- (44) 河合『全集』第17巻、185～6ページ参照。